

## 国民健康保険限度額適用認定書の申請

現在の国民健康保険限度額適用認定証は、平成28年7月31日(日)が有効期限です。

平成28年8月1日(月)からの認定証の申請受付を、7月20日(水)から行います。8月1日(月)から引き続き必要な方は、世帯主が申請してください。世帯主以外の方が申請する場合は、委任状などが必要です。医療費の自己負担が高額となった場合、「国民健康保険限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」(非課税世帯の方)を提示すると、医療機関への支払いが自己負担限度額(年齢・所得区分により異なる)までとなります。

認定証の交付には、世帯主の事前の申請が必要です。申請した月から利用することができます。

※保険税を滞納していると交付されない場合があります。

▼対象 70歳未満の方(70歳未満は住民税非課税の方) / 申請に必要なもの 本人確認

書類(運転免許証など)、国民健康保険被保険者証、マイナンバーのわかるもの(マイナンバーカードなど)

①申請先・問合せ 市民課保険係<sup>⑮</sup>125

## 国民年金保険料の免除・納付猶予

国民年金には、所得が一定以下の方の保険料を免除または納付を猶予する制度があります。また、失業した方は、特例として保険料が免除される場合があります。

平成28年7月分から平成29年6月分の免除・納付猶予申請の受付は、7月1日(金)から開始します。

なお、過去2年(申請月の2年1か月前の月分)までさかのぼって申請ができます。詳しくは、問い合わせてください。

▼申請に必要なもの 年金手帳(代理人が申請する場合は印鑑)

※前年の所得をもとに日本年金機構による審査があります。所得が未申告の場合は、事前に申告してください。

※転入した方は課税証明書、

離職した方は雇用保険被保険者離職票などが必要な場合があります。

## 納付猶予制度の対象者の拡大

平成28年6月までは、30歳未満の方を対象としていましたが、7月からは50歳未満に拡大されました。

①問合せ 青梅年金事務所 ☎0428-30-3410 / 市民課高齢医療・年金係<sup>⑯</sup>138

## 介護保険負担割合証を送付します

平成27年8月から65歳以上の「一定以上所得者<sup>\*</sup>」は介護保険サービスを利用するときの自己負担が2割となります。それに伴い、要支援・要介護認定を受けた方全員に負担割合(1割または2割)が記載された「介護保険負担割合証」を7月中旬に送付します。

負担割合証の有効期限は1年間のため、8月1日(月)以降に介護サービスを利用する時は、今回送付される負担割合証を提示してください。

<sup>\*</sup>「一定以上所得者」とは、本人の合計所得金額が160万円以上の方です(単身

で年金収入のみの場合、年収280万円以上)。ただし、年金収入とそのほかの合計所得金額の合計が、単身世帯で280万円未満の方または65歳以上(第1号被保険者)の方が2人以上いる世帯で346万円未満の方は1割負担のままとなります。

①問合せ 高齢福祉介護課介護保険係<sup>⑰</sup>144

## 福祉



## 原子爆弾被爆者の方に見舞金を支給します

市では、毎年8月に原子爆弾被爆者の方に見舞金を支給しています。対象の方は請求してください。

▼対象 平成28年7月1日(金)現在、市内在住(住民登録のある方)で、被爆者健康手帳を持つている方 / 支給額 1万円

※昨年度羽村市で受給した方には通知します。新たに被爆者健康手帳を取得した方や転入した方などは問い合わせてください。

申請期間 7月1日(金)〜15日

(金) / 支給予定日 8月15日(月)

①問合せ 社会福祉課庶務係<sup>⑱</sup>114

## 日本遺族会く慰霊友好親善事業

日本遺族会では、戦没者遺児による慰霊友好親善事業の参加者を募集しています。

この事業は、戦没者の遺児を対象に、旧戦跡を訪問して慰霊追悼を行うとともに、地域住民の方と友好親善を図ることを目的としています。

▼対象 戦没地が慰霊地域である戦没者遺児の方 / 参加費 10万円(集合場所までの交通費は自己負担) / 実施地域 旧満州、旧ソ連、西部ニュージーニア、マリアナ諸島、トラック・パラオ諸島、東部ニュージーニア、ボルネオ・マレー半島、フィリピン、ソロモン諸島、ミャンマー、台湾・パシフィック、中国、ビスマーク諸島、マーシャル・ギルバート諸島(実施地域ごとに定員あり)

①申込み・問合せ 電話で東京都遺族連合会へ ☎03-3812-1796

子育て



里帰りなどの妊婦健康診査費用の一部を助成します

里帰りによる都外の医療機関または、助産所での妊婦健康診査費用の一部を助成します。

▼助成額 市規定額内／申請期間 出産の日から1年以内

①申請方法・問合せ 都外の医療機関または助産所健診時の領収書・母子健康手帳・未使用の受診票・印鑑・振込先が確認できるもの（本人名義の通帳）を持参し、直接保健センターへ ☎5555-1111 ④623（土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時）

児童手当・児童育成手当 現況届の提出を忘れずに

6月に、児童手当・児童育成手当を受給している方へ届出用紙を送付しました。現況届を提出していないと、資格継続の審査ができないため、手当の支給ができません。まだ提出していない方は、至急提出してください。郵送も可能です（土・日曜日、祝日を除く

午前8時30分～午後5時）。  
①問合せ 子育て支援課 係 ☎236

特別児童扶養手当を支給しています

障害のある児童を扶養している父母または養育者に支給される手当です。

▼対象 市内在住で、次のいずれかの障害のある20歳未満の児童を扶養している父母または養育者  
①身体障害者手帳1・2・3級程度の障害  
②愛の手帳1・2・3度程度の障害  
③①②と同程度の疾病もしくはは身体または精神障害

支給額（月額） 1級：5万1500円、2級：3万4300円／支給制限 次のいずれかに該当するときは支給されません。  
①父母または養育者およびその扶養義務者の所得が基準額以上  
②児童が施設に入所している  
③児童が障害を理由とする公的年金を受けている

※受給要件などにより、申請

文化・教育



理科好きになる工作塾 自分だけのロボット作り

羽村から未来のノーベル賞受賞者へ！自分の好きなように個性あるロボットを作ります。

▼日時 9月11日・18日・25日、10月2日・9日・23日・30日、11月20日・27日、12月4日（いずれも日曜日全10回）  
各日午前9時～正午／会場 福祉センター／対象 小学校5年生～中学校2年生／定員 10人（応募多数の場合抽選）  
／受講料 15000円（材料費のみ）／主催 羽村市おもちゃ病院ねじまわし／後援 羽村市教育委員会・羽村市社会福祉協議会

※生徒への工作指導をするスタッフを募集します。  
①申込み・問合せ 8月20日（土）（必着）までに、往復はが

方法や必要書類が異なります。詳しくは、問い合わせてください。

①問合せ 子育て支援課 係 ☎235

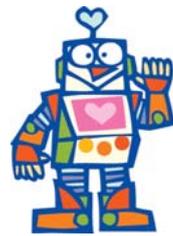
審議会などの傍聴



平成28年度第1回羽村市地域包括支援センター運営協議会

▼日時 7月26日（火）午後7時30分～／会場 市役所東庁舎4階特別会議室／定員 5人（先着順）  
※直接会場へお越しください。  
①問合せ 高齢福祉介護課 地域包括支援センター係 ☎198

きに「住所・氏名・学年・電話番号・理科好きになる工作塾応募」を記入し、郵送で山口脩へ 〒205-0002 羽村市栄町1-10-63 ☎554-4665



健康



骨太教室 丈夫な骨を保ちましょう！

骨のアンチエイジングメニュー カルシウムの吸収を高める

メニューを紹介しします。  
▼日時 7月28日（木）午前9時30分～午後0時30分／会場 保健センター／対象 市内在住の方／定員 30人（先着順）  
／参加費 3000円（材料費）  
／持ち物 三角巾・エプロン・筆記用具・健康手帳（持っている方）  
※みそ汁の塩分測定を希望する方は、みそ汁50mlを持参してください。

運動編

骨トレで丈夫な骨づくり 骨の若さと健康を守る運動の効果について理学療法士が話します。

▼日時 8月4日（木）午後1時30分～3時／会場 ゆとろぎレセプションホール／対象 市内在住の方／定員 70人（先着順）  
／参加費 無料／持ち物 筆記用具／講師 相原圭太さん（杏林大学保健学部理学療法学助教）  
①申込み・問合せ 7月4日（月）から、電話または直接保健センターへ ☎5555-1111 ④627（土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時）